

金融庁：「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等

『会計情報』編集部

金融庁は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）の一部を改正する内閣府令（案）」に対する意見募集を行い、令和5年3月27日に結果を公表した。改正の概要は以下のとおりである。

1. 連結財務諸表規則の一部を改正する内閣府令
企業会計基準委員会（ASBJ）において、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の改正を公表したことを受け、連結財務諸表規則について所要の改正が行われている。
2. 連結財務諸表規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部改正等
企業会計基準委員会が令和4年12月31日までに公表した会計基準（令和4年10月に公表された企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の改正）を、連結財務諸表規則第1条第3項及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第3項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とするとされている。
国際会計基準審議会が令和4年12月31日までに公表した国際会計基準（令和4年9月に公

表された国際財務報告基準第16号「リース」の修正及び令和4年10月に公表された国際会計基準第1号「財務諸表の表示」の修正）を、連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準とするとされている。

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令等は、令和5年3月27日付で公布・施行されている。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

[「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について：金融庁 \(fsa.go.jp\)](#)

[「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について | e-Govパブリック・コメント](#)

以上